

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、「技術のジャムコは、士魂の気概をもって」を基軸とする経営理念のもと、顧客への製品とサービスの提供を通じて、社会に貢献し、企業として永続することが経営上の最も重要な方針と位置づけております。その実践に向け株主、経営者及び従業員が効率的な連合体として機能し、ステークホルダーに利益を還元しつつ企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性確保及び説明責任の強化に取り組むことがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。又、株主総会における取締役の選解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

取締役の選任に当たっては、現業を把握している者がより適切な意思決定と業務執行の監督ができて得るものと考えておりますが、航空業界に精通している社外取締役をバランスよく選任することも肝要と考えております。

コンプライアンスについては、法令、国際ルール、社内規程等を遵守するとともに、高い倫理観を醸成する企業風土を日々の企業活動の中で育むことが重要であると認識しております。当社では、「コンプライアンス規範」を掲げ、役職員に対してコンプライアンスの重要性に対する共通認識の徹底に努めており、又、これをグループ各社に展開し、企業集団としてコンプライアンス経営の実践を通じて社会的責任の遂行を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	8,901,000	33.13
ANAホールディングス株式会社	5,373,200	20.00
昭和飛行機工業株式会社	2,003,200	7.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,318,900	4.90
ジャムコ従業員持株会	583,200	2.17
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌバイ 10	300,000	1.11
ゴールドマンサックスインターナショナル	222,298	0.82
三菱商事株式会社	221,900	0.82
株式会社みずほ銀行	200,000	0.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況については、平成26年3月31日現在で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

伊藤忠商事株式会社は当社の議決権の33.18%を所有し、当社を持分法適用関連会社と位置付けております。又、同社からの出身者を含めた役員の受け入れは、常勤1名となっています。

全日本空輸株式会社は当社の議決権の20.03%を所有し、当社を持分法適用関連会社と位置付けております。又、同社からの出身者を含めた役員の受け入れは、常勤1名となっています。

営業上の取引においては、当社の受注状況によって両社との取引額が大きく変動するため、取引額が常時、どちらか一方に偏ることはありません。又、当社の営業活動は両社との直接の取引を含めすべて受注によるもので、海外、国内を問わず他社との競争環境におかれており、両社との関係が当社の営業取引に有利に働いていることはありません。

以上のとおり当社は、両社から一定の独立性を保った経営判断、事業活動を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、常に会計監査人ときわめて密接なる連携を保ち、随時、会計監査人の監査方法を確認するとともに、積極的に相互の情報交換を通じて、会計監査人の監査の相当性を判断しております。具体的には、期初の打合わせの他、監査結果報告・説明会への同席、又、会計監査人が実施する個々の監査に積極的に立会いを行い、監査項目や監査内容及びその是正措置の妥当性について意見を述べております。更に、会計監査人による「監査の方法及び結果に関する説明」については、別途代表取締役に対して監査報告会を実施しておりますが、同報告会には必ず監査役も同席の上、その内容を確認するとともに、必要に応じて意見を述べております。監査役による個別の監査結果については、その都度監査調書とし、必要なものは担当取締役、会計監査人及び内部監査部門にも配付し情報を共有化しております。

監査役会は、当社の内部監査部門である監査部が作成した年度監査計画の監査内容を確認し、必要があれば監査項目の追加を要請しております。又、監査部が実施した内部監査の報告書により監査状況を確認しております。監査役の監査日程に関しては、内部監査部門と調整し、被監査部門での過大な負担を避け有効な監査が行えるようにしております。監査役による個別の監査結果についても前述のとおり情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
稲山 健太郎	他の会社の出身者				○					
河村 寛治	学者		○							

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
稲山 健太郎	○	——	稲山健太郎氏は、米国公認会計士として、会計に関する高度な専門性を有しており、経理的観点から監査役体制の強化を図る上で、積極的な意見・提言をいただけることから、社外監査役として適任と考えております。同氏は、業務執行の経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたくため独立役員として届け出ております。
河村 寛治	○	昭和46年4月に伊藤忠商事株式会社入社、平成2年4月に伊藤忠商事株式会社法務部国際法務チーム長に就任、平成10年3月に同社を退社しております。	河村寛治氏は、大学院法務研究科(法科大学院)教授として、企業法務並びに企業経営に関する経験を活かし、積極的な意見・提言をいただけることから、社外監査役として適任と考えております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたくため独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与制度を有しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該事業年度(平成25年3月期)に係る取締役及び監査役の報酬は、取締役17名に対し326百万円(うち社外取締役1百万円)、監査役4名に対し62百万円(うち社外監査役9百万円)であります。

【上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額77百万円(取締役67百万円、監査役10百万円)を含んでおりますが、使用人兼務取締役の使用人分39百万円については含まれておりません。又、支給人員には、平成24年6月27日開催の第72回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び平成25年3月31日に辞任により退任した取締役1名を含んでおります。】

上記支給額のほか、平成24年6月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対して44百万円(うち社外監査役1名に対して0百万円)支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会は、定例として毎月1回原則として最終金曜日に開催しております。事前に四半期毎の開催予定日を連絡し、確認のため毎月初めに確定日を案内しております。取締役会に付議される議題につきましては、議題決定次第(概ね1週間前)速やかに通知いたします。社外取締役・社外監査役へのサポートは定例的な事項に関しまして総務部秘書課が行います。緊急かつ重要な事項に関しましては、関係する取締役・監査役又は代理の幹部社員が出向き説明することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「取締役会」は、7名で構成し、株主から委任を受け、経営責任と業務執行の監督を確実に遂行することを目的に、常勤、非常勤監査役出席のもと毎月1回定例及び適宜臨時に開催しており、経営の基本方針や意思決定、及び業務上の重要な事項の決議、並びにその報告を受けるなど、十分に機能を果たしております。

取締役の選任にあたっては、現業を把握している者がより適切な意思決定と業務執行の監督ができて得るものと考えておりますが、航空業界に精通している社外取締役をバランス良く選任し経営者の見地から当社の業務執行を監視することも肝要と考えております。

又、当社では平成25年6月26日より、経営の意思決定機能と業務執行機能の区分を明確化し、迅速な意思決定及び経営基盤の強化を目的に執行役員制を導入しました。執行役員は取締役会ほかによる意思決定の下、委任された担当職務を執行いたします。

なお、平成26年3月31日付をもって、非常勤の社外取締役2名が退任したため現在社外取締役が不在となっておりますが、平成26年6月の定時株主総会において、改めて社外取締役が選任される予定です。

取締役会の他に、業務執行上の重要な事項について迅速に意思決定することを目的に、常勤の取締役及び監査役で構成する「役員会」を設けております。「役員会」は、原則として週1回の定例以外に適宜臨時で開催しており、各取締役、及び必要に応じて執行役員の出席によって経営・業務執行に係わる要件の付議や報告がなされ、必要に応じて代表取締役社長が重要事項の承認をするなど、業務執行における重要な役割を果たしております。

決算については、常勤取締役、監査役、執行役員及び部門長で構成する「月次決算検討会」を毎月1回開催し、決算状況の分析・報告と以降の対応策について協議しております。

「監査役会」は、社外監査役2名を含む3名で構成し、毎期の監査役監査方針と監査計画を策定して、会計監査人、内部監査部門との連携を保ちながら全般的、かつ重点監査事項について監査を行い、随時必要な提言・助言ならびに勧告を行っております。なお、社外監査役である鶴山健太郎氏は、米国公認会計士として会計に関する高度な専門性を有しており、経理的観点から監査役体制の強化を図る上で、積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただくため独立役員として届け出ております。社外監査役である河村寛治氏は大学院法務研究科(法科大学院)教授として、企業法務並びに企業経営に関する経験を活かし、積極的な意見・提言をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただくため独立役員として届け出ております。なお、社外監査役を選任するための、当社からの独立性に関する基準又は方針は特に定めておりません。

取締役及び監査役の報酬については、連合体の一員として、不合理に高いものであってはならないものと考えております。

会計監査については、太陽ASG有限責任監査法人と会社法監査、金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は次の通りであります。

桐川 聡 (継続監査年数4年)
八代 輝雄 (継続監査年数7年)
金子 勝彦 (継続監査年数1年)

監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士5人、その他3人となっております。

社内組織は、本社部門及び製販一体の組織である3つの社内カンパニーで構成しております。迅速な業務執行の判断を行うために、社内カンパニーには執行役員であるカンパニープレジデントを配置し、又、本社機構については、内部監査を行う監査部を代表取締役社長直轄の組織とすることによって独立性を保ち、その他の各部門の機能毎に担当する執行役員を配置することによって、それぞれの組織に責任と権限を与えております。このように各組織の独立性を高めることによって、迅速な業務執行と相互牽制が可能となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。当社では社内の事情に精通した社内監査役に加え、独立性が高く、法務・経理等専門的見地を有する社外監査役をバランス良く選任して、監査役会と取締役会の間に「緊張感ある信頼関係」を築くことで、業務の適正を確保できるものと判断し、本制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場確保等を勘案しつつ、集中日を避けるべく取り組んでおります。
その他	株主総会直後に株主懇談会を開催し事業状況、将来計画をより具体的に説明するとともに質疑応答を行い、株主理解の向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会直後に株主懇談会を開催し、事業状況、将来計画をより具体的に説明するとともに質疑応答を行い、個人株主が当社を理解する機会を設けております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算発表後、速やかに決算説明会を開催しております。また、随時アナリスト・機関投資家を訪問し、又は来社していただき説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料及び重要事実ほか会社の主なニュースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「経営基本方針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得しております。環境報告書をホームページへ掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備」については、以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われ、且つ法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
 - (1) 内部統制全体を統括する組織として、「CR(Compliance Risk)会議」(議長:代表取締役社長)を設置し、内部統制に関する基本方針を策定する。又、取締役又は執行役員の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサー(以下CCOという)を指名し、当社のグループ会社を含めたコンプライアンスの取組みを横断的に統括・管理・監督する。
 - (2) CCOはコンプライアンス活動の概要について定期的に取締役会に報告する。
 - (3) コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び当社の「経営理念」等を遵守し行動する。
 - (4) 「コンプライアンス規範」及び「コンプライアンス規程」のもと、研修体制を構築し、取締役及び使用人に対し教育を行い、法令・定款の遵守を徹底する。
 - (5) 本社部門及び製販一体組織の3つのカンパニーに、取締役会において任命された業務執行者を配置し、迅速な業務執行を行わせると共に業務執行者は明確な執行責任のもと、担当部署の業務を執行する。
 - (6) 使用人等が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制としての内部通報制度を構築する。
2. 情報の管理及び文書の保存・管理体制の整備
 - (1) 情報システム及び情報セキュリティに関する統括責任者としてチーフ・インフォメーション・オフィサー(以下CIOという)を取締役又は執行役員の中から指名する。
 - (2) CIOは、情報システム及び情報セキュリティ活動において当社のグループ会社を含めた情報システム及び情報セキュリティを統括し、概要について定期的に取締役会に報告する。
 - (3) 「情報管理規程」及び「文書管理規程」のもと、情報及び文書(関連資料を含む)を適切に管理し、保存・管理(廃棄を含む)を徹底する。
 - (4) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書管理規程」に盛り込み適切な管理を行うと共に、取締役及び監査役がその文書や情報を常時閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備
 - (1) リスクに関する統括責任者としてチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(以下CROという)を取締役又は執行役員の中から指名する。
 - (2) CROは、「リスクマネジメント規程」のもと、当社のグループ会社を含めたリスク管理体制を統括する。
 - (3) CROは、リスク管理体制整備の進捗状況をレビューし、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会で報告する。又、「リスクマネジメント規程」で対策が必要と規定される主要リスクについては、「CR会議」で十分に協議し、予測リスクを最小限に抑える対策を講じる。
 - (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、定期的にリスク状況を内部監査する。
 - (5) 内部監査により法令違反その他の事由に基づき著しい損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに「CR会議」及び担当部署に通報させる。
4. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
 - (1) 財務報告の適正化に関する統括責任者としてチーフ・ファイナンシャル・オフィサー(以下CFOという)を取締役又は執行役員の中から指名する。
 - (2) CFOは、財務報告適正化委員会活動に関する事項を定期的に取締役会に報告する。
 - (3) CFOは、「財務報告に係る内部統制規程」及び「財務報告に係る内部統制規則」のもと、当社のグループ会社を含めた財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備を行う。
 - (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、内部統制の評価及び内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告し、CFOに写しを提出する。
 - (5) CFOは、内部監査により内部統制上の不備等が発見された場合は、主担当部に対し速やかな改善を求める。
 - (6) 内部統制上の不備等が改善された後、会計監査人による内部統制監査を受ける。
 - (7) 代表取締役社長は、「内部統制報告書」を作成し、取締役会で決議する。
5. 当社の企業集団における業務の適正を確保する体制の整備
 - (1) 企業集団の企業行動指針として「経営理念」、「コンプライアンス規範」等を定め、「CR会議」の下部機関である各種委員会等を通じ、統一した制度の構築・維持に努める。
 - (2) 子会社ごとに当社の取締役又は執行役員から責任者を決め、事業の総括的な管理を行う。
 - (3) 主要な子会社に対しては、当社経理部から取締役又は監査役を選任し、会計の状況を定期的に監督する。
6. 監査役を補助すべき使用人、監査役への報告その他監査役の監査が実効的に行われるための体制の整備
 - (1) 監査役は取締役会のほか、役員会やその他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - (2) 監査役は、監査業務の補助を行うための補助者を要請できる。
 - (3) 前項で補助者となった使用人の取締役からの独立性を担保するため、人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得たうえで実施する。
 - (4) 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をするとともに、監査役への各種報告事項については、事前に取締役会と監査役会とが協議のうえ決定する。
 - (5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社監査役との関係を緊密に保ち、定期会合、意見交換を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を当社「コンプライアンス規範」の一条項として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。」と明確に規定しております。具体的な整備状況については、以下のとおりです。

1. 総務部を統括部門として、当局や顧問弁護士とも連携の上、適切なアドバイスを受けながら対応しております。
2. 当社は、警視庁管轄下の公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)及びその下部組織である特殊暴力防止対策協議会(特防協)に加入し、管轄署とも密接に連絡をとる体制を構築しております。又、特防連主催の講習会等にも積極的に参加し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理に努めております。
3. 当社グループの全従業員向けに作成、配付している「コンプライアンス・ハンドブック」の中で、「反社会的勢力のアプローチ事例」、「反社会的勢力への基本的対応」、「反社会的勢力との面談の際の心得」、「特防協との連携」等の項目に分けて、反社会的勢力の遮断の重要性について詳細、平易に解説しております。又、こうした内容については、当社グループにおいて実施するコンプライアンス研修や特防連監修の教育・研修用DVD、ビデオの社内回覧により、周知徹底を図っております。
4. 当社の「災害対応規則」に基づき、緊急事態発生時に全従業員が迅速に必要な通報を行えるように緊急連絡体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、伊藤忠商事株式会社、全日本空輸株式会社の関連会社であります。両社の所有株式数を合わせた割合が50%を超えており、特別な買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システム基本方針による体制整備を進め、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めていきます。
2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

(1) 社内組織体制

当社は、役職員が業務を遂行するに際し、金融商品取引法、その他関係諸法令、国際ルール、社内規程類等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識を持って行動することを「コンプライアンス規範」において定めております。

「情報管理規程」において、情報の完全性の確認、機密性の保持、速やかな伝達を実行するために必要なルールを定め、ステークホルダーに対して、企業情報を適時適切に提供・開示するための体制構築を図っております。

「内部者取引の規制に関する規程」により、内部情報の管理および役職員の当社株式等の取引に関する行動基準を定めてインサイダー取引の未然防止の徹底を図っております。

会社情報の適時開示に係る業務につきましては、広報・IR担当の執行役員を置き、その指揮の下、経営企画部が当該業務を分掌しております。

経営企画部は、関連企業の管理を総括しており、子会社情報が滞りなく集約できるルールを「関連企業管理規程」に定めて適時適切な情報開示に努めております。

(2) 会社情報の適時開示手続

当社および子会社の事業活動において生ずる、金融商品取引法および東京証券取引所上場規則に規定された重要な発生事実または決定事実については、これを内部者取引に係る情報として社内規程に従って厳格に管理するとともに、これら開示情報については、次の(a)～(c)項の承認手続を経て、広報・IR担当の執行役員の責務において適時適切に開示するよう努めております。

- (a) 決定事実に関する情報……………「役員会」での審議を経た上で代表取締役社長が承認
- (b) 発生事実に関する情報……………その事実の発生を認識した時点で代表取締役社長が承認
- (c) 決算に関する情報……………取締役会決議

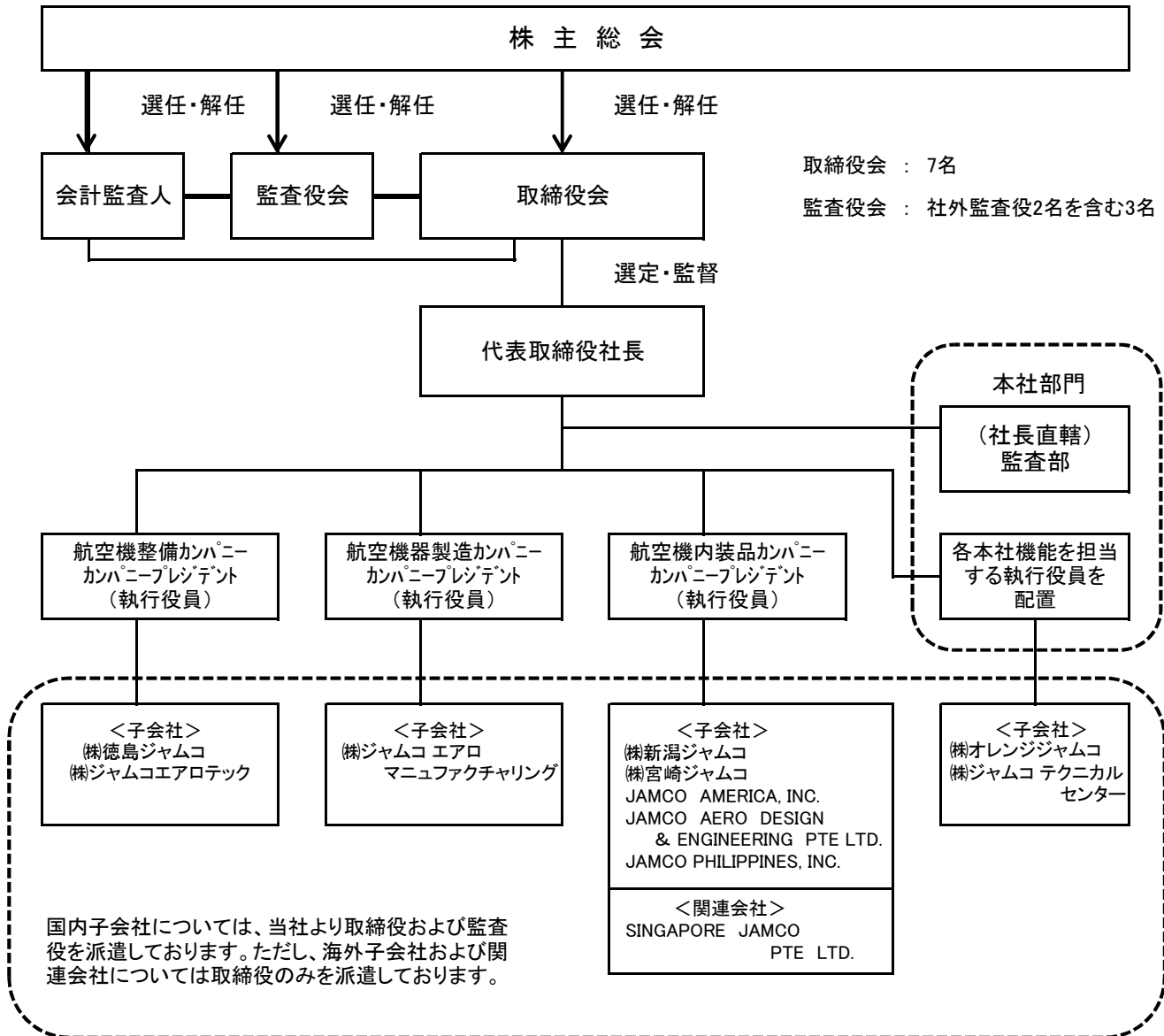
(3) 危機管理体制

前(1)、(2)項に加え、危機発生時においては然るべき社内体制下で係る情報を管理することが重要であると認識しております。危機管理に関する社内規程において、当社に係る潜在リスクを特定し、それらが万一顕在化した場合における危機の種類と程度に応じ、通報体制をはじめとする情報管理や緊急対策本部の設置等の社内対応を規定しております。また、関係情報の社外開示につきましては、発生した危機による経営への影響を分析した上で、社長または広報・IR担当の執行役員による報道対応を規定する一方、投資者に対する発生事実の適時開示については、前(2)項の手続きにて処理することとなります。

尚、子会社において発生した危機についても、当社において発生した危機に準じた取り扱いをするよう規定しております。

情報開示体制の概念図につきましては、当報告書最終頁(p.11)に参考資料として掲載しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



【参考】 情報開示体制の概念図

